

2019年度 岐阜CST事業全体計画

1 運営組織・役割の明確化 持続可能な中核的理科教育育成システムのために

【大学（責任機関）】：運営委員長，事務局（申込→認定作業→認定書発行等）
 岐阜大学講座（中級養成），指導者研修講座（上級養成），授業改善講座の講師
 【県教委（共同実施機関）】：市町村教育委員会，学校への周知作業。CST養成プログラムの編成。
 理科教育講座（中級養成），博物館等連携講座「知識技能講座」（中級養成）実施

2 養成プログラムの精選

初級コース

若手教員対象

・校内研究会や市町村教育研究会等で授業公開し，指導案（展開案も可）と研究会での振り返りをまとめたものを2回分提出。

中級養成コース【理論・技術習熟】

理科教育講座（年間3回）【県教委】

・授業研究と実践を行い，実践論文を作成。
 ・小・中理研との連携。
 ・実践論文の作成（3編以上，理科教育に関するもの2編以上含む）。

知識・技能講座，岐阜大学講座（2講座以上履修）

上級養成コース【実践・伝達】

CST指導者研修会（必須受講）

・実践論文の作成（5編以上，理科教育に関するもの3編以上含む）。
 ・研究会，研修会で講師，指導助言，審査員，発表，自主研修の主催等の実績（10回程度）。

3 申し込みから認定までの作業

<周知>

事務局：【大学】

・【大学】→【県教委】→小理研・中理研の代議員会を通じて各学校に資料配付
 ・理科教育講座で説明
 【大学・県教委】。

<申し込み>

※希望者が大学へ申し込む。
 郵送またはFAXで。
 申込受付・名簿作成【大学】。

養成
プログラム

<認定資料の作成>

・「CST評価基準」に沿って作成
 ○自己申告による「業績調書（発表論文リスト）」
 ○教育事務所の「客観的評価（授業参観等含む）」
 をもとにして，認定資料を作成【大学】。

<認定作業>

・認定委員会（小・中理研会長・大学・教育研修課担当）で認定案の作成
 ・事業運営委員会での承認
 （大学，県教委：教職員課長・学校支援課長・センター長兼教育研修課長・研修企画監・教育研修課担当）
 ・認定書の発行【大学】及び各教育事務所・市町村教育委員会へ伝達【県教委】

CST認定者が中核となり研修会等の指導助言を通して拠点の理科教育の発展に努める

CST認定者が中核となる自主的な研修会等の開催を目指す＝地域の理科教育の向上

4 CST認定者の周知とその活用場の設定

博物館等施設での講座実施

・サイエンスワールド「工房アラカルト」などで，CSTが講師を務める。

市町村等からの要請による講師

・教育事務所からの要請を受けてCSTが教科指導員として，研修会の講師を務める
 ・市町村教委，小・中理研等から要請を受けてCST認定者が講師を務める。

5 年間の事業計画

- ・4月 要項及び申し込み用紙の配布（大学→教育研修課→小理研・中理研→各小中学校）
- ・5～6月 申し込み受付，名簿作成
- ・5～2月 **養成プログラムの実施** 理科教育講座（3回）・博物館等連携講座（8回）【県教委】，岐阜大学講座（7回）・指導者研修講座【大学】
 各地区における自主的な研修会等【CST認定者】
- ・2～3月 **認定委員会**：総合教育センター（小中理研会長・大学・教育研修課担当）（各教育事務所担当主事）
事業運営委員会：総合教育センター（大学，教職員課長，学校支援課長，センター長兼教育研修課長，研修企画監，教育研修課担当）
 認定書の発行，送付